

各 位

会 社 名	株式会社Eストアー
代 表 者	代表取締役 石村 賢一
コード番号	4304
問い合わせ先	取締役 柳田 要一
T E L	03-3595-1106

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部変更のうち、単元未満株主の権利制限に関する条文の新設等につき、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 51,636 株 (平成 25 年 3 月 31 日時点) |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 5,111,964 株 (平成 25 年 10 月 1 日見込) |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 5,163,600 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 20,654,400 株 |

(注) 上記の数値は、平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使等によって変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 基準日設定公告日 | 平成 25 年 9 月 13 日 (金) |
| ② 基準日 | 平成 25 年 9 月 30 日 (月) |
| ③ 効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日 (火) |

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成 25 年 10 月 1 日（火）以降、新株予約権の行使価額を以下のとおり調整いたします。

	株主総会決議	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	平成 17 年 6 月 24 日	320,000 円	3,200 円
第 2 回新株予約権	平成 20 年 6 月 25 日	70,916 円	710 円

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 採用の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

（ご参考）

上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）並びに現行定款第 7 条（基準日）の変更及び変更案第 6 条（単元株式数）並びに変更案第 7 条（単元未満株式についての権利）の新設を上程するものです。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に、第 7 条（単元未満株式についての権利）の新設及び第 9 条（基準日）の一部変更を付議いたします。
- ④ 第 6 条及び第 7 条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。
- ⑤ 本変更にかかる経過的な措置を定めるための附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

平成 25 年 6 月内容の変更は以下のとおりです。 （下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>206,544</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,654,400</u> 株とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第8条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(单元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第10条～第50条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第5条の変更及び第6条乃至第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</p>
--	---

(3) 変更の日程

- ① 定款変更のための株主総会開催予定日
- ② 定款変更の効力発生日

平成25年6月25日(火)

平成25年10月1日(火)

以上